# 学位論文審査の要旨

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学位申請者 | 深田　弥生<br>2018年3月 単位修得退学 | 論文題目 | 『源氏物語』の視点とことばに関する一考察 |
| 審査委員 | 主　　査: 浅田　徹　教授 | インターネット公表 | 学位論文の全文公表の可否 ： 否 |
| | 副　　査: 松岡　智之　准教授 | | 「否」の場合の理由 |
| | 副　　査: 藤川　玲満　講師 | | □ ア. 当該論文に立体形状による表現を含む |
| | 審査委員: 埋忠　美沙　准教授 | | □ イ. 著作権や個人情報に係る制約がある |
| | 審査委員: 本林　響子　准教授 | | ■ ウ. 出版刊行されている、もしくは予定されている |
| 学位名称 | 博　士　（人文科学） | | ■ エ. 学術ジャーナルへ掲載されている、もしくは予定されている |
| （英語名） | （Ph. D. in Japanese Literature） | | □ オ. 特許の申請がある、もしくは予定されている |
| | | | ※本学学位規則に基づく学位論文全文のインターネット公表について |

## 学位論文審査・内容の要旨

『源氏物語』は先行する物語類の方法を自覚的に受け継ぎ、またその手法は後続するいわゆる後期物語・中世王朝物語の類に継承されていった。本論文は、そうした物語製作の具体的な方法を論ずるが、その際、形容詞や形容動詞、また敬語法といった「ことば」の物語内での使用実態に着目する。

第Ⅰ部では形容詞「めやすし」を取り上げ、従来の辞書的な解釈を再検討する（第一章）ことから始める。この語は登場人物の他者に対する評価を示すことが多いが、『うつほ物語』では物語内の女性たちの境遇（特に婚姻に関わる状況）の評価に繰り返し用いられる傾向が生じ、それが『源氏物語』では異なる女性たちの物語を批評的な観点から連携させ、対比させるといった構造的な機能を獲得するに至る（これを、ある語が「語脈」を形成すると称する）ことを明らかにした（第二章～第四章）。

「めやすし」は誰かが誰かを評することばであるが、それは批評者の視点の問題と切り離すことができない。そうした批評的な視点の問題を正面から取り上げるのが第Ⅱ部である。第Ⅱ部では、登場人物の身位と尊敬表現の有無の関係という、『源氏物語』研究では古典的とも言える問題をまず扱うが、本来尊敬表現を付されるはずの人物（例えば光源氏や薫）について、待遇表現を欠くいくつかの事例を取り上げ、それがその部分の視点人物の感情を反映していることを指摘する。つまり、この現象はやはり物語内に交錯する、評価のまなざしの問題であって、単純に人物の尊貴から自動的に定まるのではないことになる（第一章）。

次に「きよら」「きよげ」という形容動詞の組を取り上げる。これも、先行研究では身位のランクによって選択的に用いられる語（「きよら」の方が尊貴の人物に対して用いられる）とされ、疑われずにきたが、これがやはり評価者の当該人物に対する心情によって揺れると解釈できることを指摘する（第二章）。第Ⅱ部の考察は、ことばの一般的なあり方から逸脱する用法が、実は評価者の感情的な他者評価を逆に浮かび上がらせていることを示し、さらにそれが物語内の込み入った人間関係の造形に貢献していることを明らかにするものである。そういう意味で、やはりこれも物語の「方法」の1つと位置づけることができる。

第Ⅲ部は、『源氏物語』が方法化した上記のようなことばの使用について、後続の物語群がどのように継承していったかを、多くの物語の実例調査に基づいて展望している。その結果、『源氏物語』の「めやすし」の用法を受け継ぐと見られるものが確実に存在し、さらに多様な意味を付与していく流れも見えてくること、「きよら・きよげ」では使い分け自体は継承されつつも、その内実は作品によって注目すべき違いがあることなどが明らかになった。また、『源氏物語』写本群の中でも、中世の写本には「きよら・きよげ」について意図的な改変を試みたのではないかと見られる本が存在することを指摘した。『源氏物語』を前提とする擬古的な物語の製作と、『源氏物語』自体の書写行為とに共通する性格を見出そうとする議論として興味深い。

本論文は、物語作者がことばを操りつつ新たな物語を紡いでいく上で、先行作品のことばの用法が継承・再定位されていく過程を明らかにしており、『源氏物語』を中核としつつも、他の多くの物語作品を縦断した視野の広い議論を展開し得ている。博士論文としての叙述の一貫性に問題があることや、方法的な前提の説明が不足していることについて審査委員会からは修訂の要求があったが、申請者は丁寧にこれに応じた。審査委員からは、本研究がさらに他分野（社会言語学や近現代文学の文芸理論）と交流しうる内容であることを評価する意見も出された。よって、申請者に博士（人文科学）、Ph. D. in Japanese Literatureの学位を与えるべきとの結論に達した。